- 1 保護に関する指針等
  - (1) 特別保護地区の名称 ホロカウシャップ鳥獣保護区特別保護地区
  - (2) 特別保護地区の区域 道指定ホロカウシャップ鳥獣保護区のうち、国有林日高北部森林管理署15林班の区域
  - (3) 特別保護地区の存続期間 令和4年(2022年) 10月1日から令和24年(2042年) 9月30日まで(20年間)
  - (4) 特別保護地区の保護に関する指針
    - ① 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
    - ② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、日高町西部の占冠村との境界に位置しており、ホロカウシャップ鳥獣保護区のミズナラ、イタヤカエデ等を主体とした針広混交林からなる、標高300mから900m程度の傾斜地である。林相の変化に富み、区域内にはホロカウシャップ川を含む。エゾライチョウ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

#### 管理方針

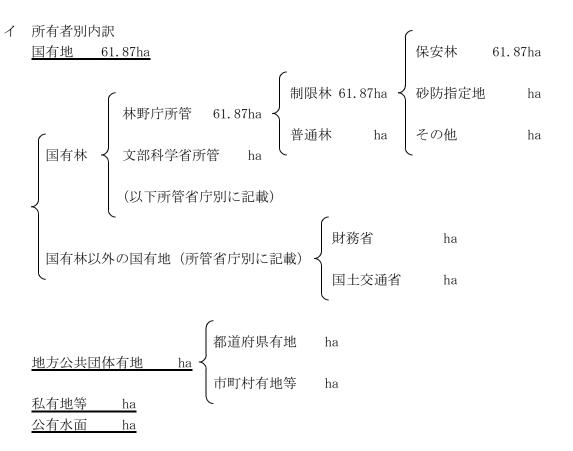
- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息 を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努め る。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。
- 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 62ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 61.87ha 農耕地 ha 水 面 ha その他 ha



# ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

法(条例)の名称	面積	地種区分	面積
(指定地域等の名称)	(ha)	(特別保護地区、特別地域等)	(ha)
森林法	61.87	土砂流出防備保安林	61.87

#### 3 指定区域における鳥獣の生息状況

# (1) 当該地域の概要

# ア 特別保護地区の位置

沙流郡日高町に所在する当該地域は、日高町西部の勇払郡占冠村との境界、ホロカウシャップ鳥獣保護区の南部に位置し、区域のすべてが国有林である。

# イ 地形、地質等

区域内にホロカウシャップ川を含む、標高300mから900mの傾斜地である。

#### ウ 植生の概要

林相は、ミズナラ、イタヤカエデ等の広葉樹を主体とした針広混交林で、森林の環境は良好である。また、沢沿いには湿地性の植物が繁茂している。

#### エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、カワラヒワ、シジュウカラ等、森林性の鳥獣が多数生息するほか、 エゾライチョウ、オオアカゲラも見られる。

- (2) 生息する鳥獣類 別表のとおり
- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕	嬳許可件	-数	被害農林水産物
局飲石	R1年度	R2年度	R3年度	(双 舌 辰
該当なし				

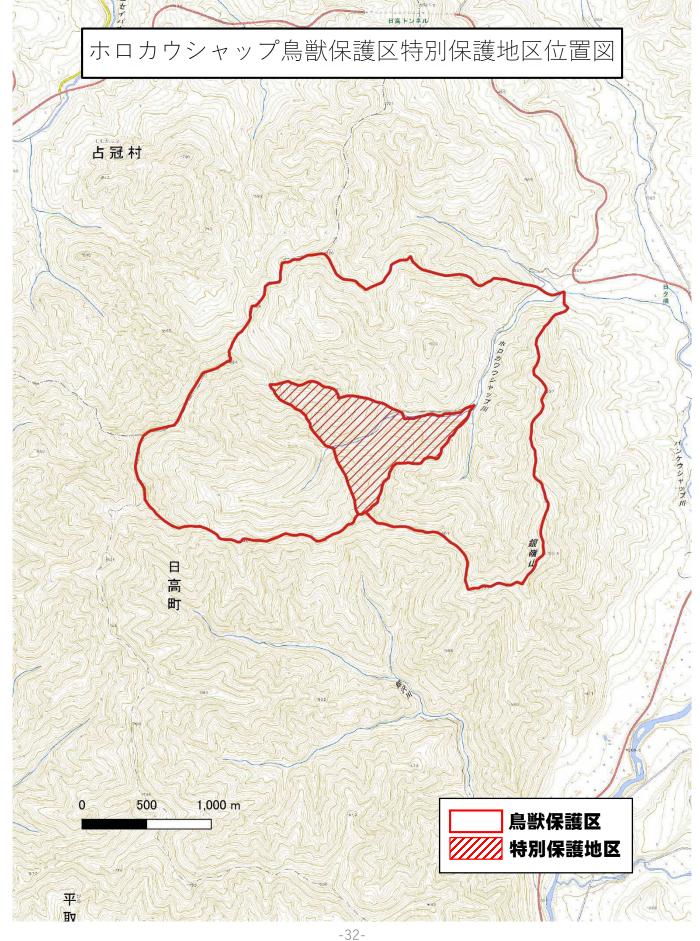
- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対 しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
  - (1) 特別保護地区用制札

5本

(2) 案 内 板

1基(鳥獣保護区用と共用)

- 6 指定計画書添付書類
  - (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図並びに林班図
  - (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表 (別紙1)
  - (3) 林小班面積別内訳表
  - (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿(別紙2)
  - (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書(別紙3)
  - (6) 農業振興地域との調整調書(別紙4)



# ホロカウシャップ鳥獣保護区 (特別保護地区)













道指定大沼鳥獣保護区 特別保護地区 指定計画書(道案)
令和4年(2022年)7月8日 北 海 道

#### 1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称 大沼鳥獣保護区特別保護地区

#### (2) 特別保護地区の区域

道指定大沼鳥獣保護区のうち、亀田郡七飯町に所在する大沼、小沼、蓴菜沼の河川敷地及び水面に囲まれた区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和4年(2022年)10月1日から令和24年(2042年)9月30日まで(20年間)

#### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

#### ② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、ラムサール条約登録湿地である大沼、小沼、蓴菜沼に位置しており、落葉樹の天然林を主体とした多様な植生で構成され、全域が大沼国定公園に含まれる。アカゲラやフクロウをはじめ多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

#### 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を 阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習 の場として活用を図る。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分 考慮し、適切に対応する。

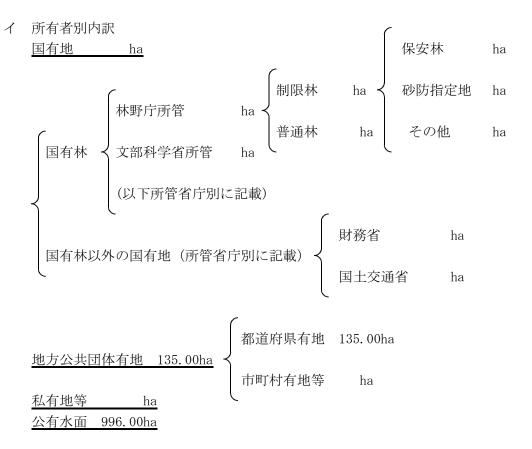
#### 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,131ha

内訳

# ア 形態別内訳

林 野 ha 農耕地 ha 水 面 996.00ha その他 135.00ha



# ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

法(条例)の名称	面積	地種区分	面積
(指定地域等の名称)	(ha)	(特別保護地区、特別地域等)	(ha)
自然公園法 (大沼国定公園)	1, 131. 00	第1種特別地域	1, 131. 00

#### 3 指定区域における鳥獣の生息状況

# (1) 当該地域の概要

# ア 特別保護地区の位置

亀田郡七飯町、茅部郡森町に所在する当該地域は、道指定大沼鳥獣保護区のほぼ中央部に位置し、区域全体が大沼国定公園に含まれる。

# イ 地形、地質等

駒ヶ岳の噴火活動により形成された3つの湖沼からなる、比較的平坦な地形である。

#### ウ 植生の概要

ブナ、カエデ、ミズナラ、ハンノキ等の落葉樹天然林を主体とし、森林の環境は良好である。

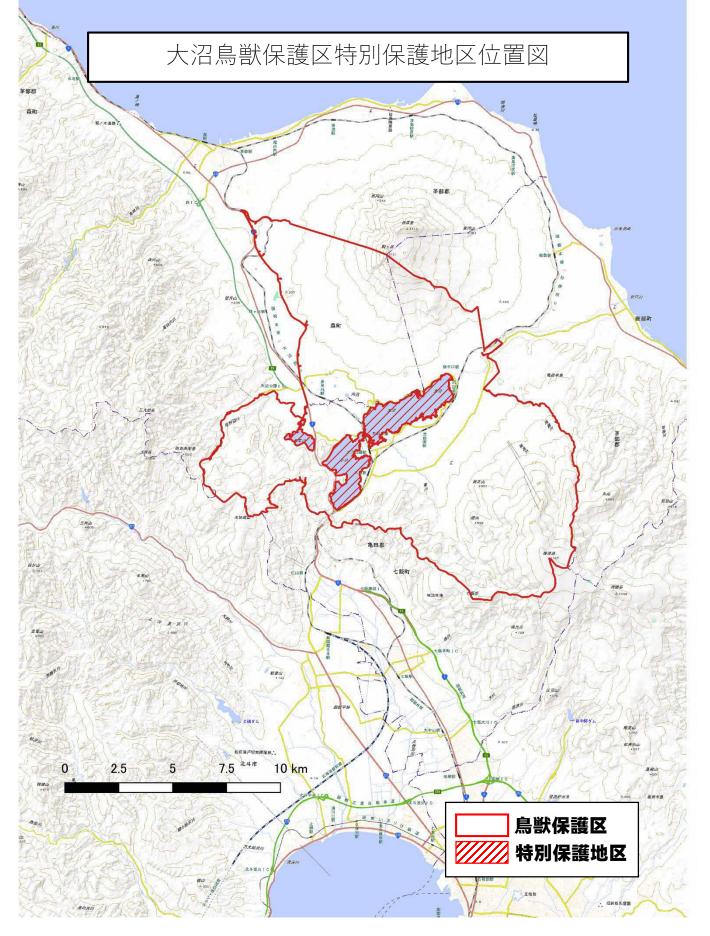
# エ 動物相の概要

良好な林相や湖沼の存在を反映し、マガモ、オオハクチョウ等、水鳥を中心に多様な鳥獣が 多数生息する。

- (2) 生息する鳥獣類 別表のとおり
- (3) 当該地域を含む七飯町の農林水産物の被害状況

自鉛炉	捕	嬳許可件	-数	被害農林水産物
鳥獣名	R1年度	R2年度	R3年度	(双音展 (本 ) ) (本 )
該当なし				

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関す る事項 当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
  - (1) 特別保護地区用制札
- 10本
- (2) 案 内 板
- 3基(鳥獣保護区用と共用)
- 6 指定計画書添付書類
  - (1) 道指定特別保護地区位置図並びに区域図
  - (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表 (別紙1)
  - (3) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿(別紙2)
  - (4) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書(別紙3)
  - (5) 農業振興地域との調整調書(別紙4)



# 大沼鳥獣保護区 (特別保護地区)











	指定函館山鳥獣保護区 特別保護地区 指定計画書(道案)
令和	4年(2022年)7月8日
	北 海 道

- 1 保護に関する指針等
  - (1) 特別保護地区の名称 函館山鳥獣保護区特別保護地区
  - (2) 特別保護地区の区域

道指定函館山鳥獣保護区のうち、函館圏都市計画区域内の都市公園である函館山緑地の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4年(2022年)10月1日から令和24年(2042年)9月30日まで(20年間)

- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
  - ① 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - ② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、旧要塞地域であった函館山緑地に位置しており、北海道南部から東北地方にかけて分布する多様な植生で構成され、海岸に面した崖地を有する。クマゲラやシジュウカラをはじめ多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

### 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を 阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分 考慮し、適切に対応する。
- 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 327ha

内訳

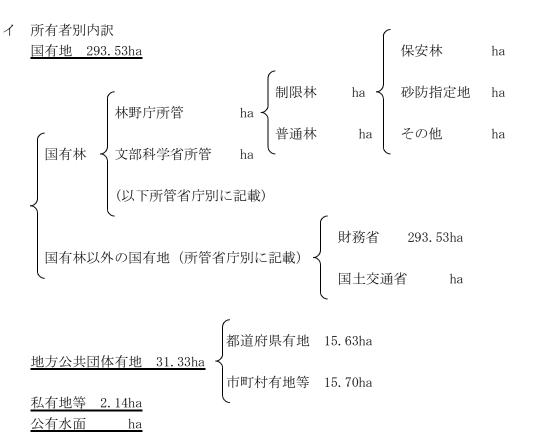
ア形態別内訳

林 野 293.53ha

農耕地 ha

水 面 ha

その他 33.47ha



# ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

法(条例)の名称	面積	地種区分	面積
(指定地域等の名称)	(ha)	(特別保護地区、特別地域等)	(ha)
該当なし	 		

#### 3 指定区域における鳥獣の生息状況

# (1) 当該地域の概要

# ア 特別保護地区の位置

函館市に所在する当該地域は、JR北海道函館本線函館駅から南西約2kmに位置し、道指定函館山鳥獣保護区のほぼ全域である。

# イ 地形、地質等

海抜334mの函館山を中心とする半島で、南部及び西部は断崖の海岸となっている。

#### ウ 植生の概要

林相は、ブナ、スギ、カシワ、ミズナラ等の北海道南部から東北地方にかけて 分布する植生が混生し、約600種と豊富な植物が確認されており、森林の環境は良 好である。

#### エ 動物相の概要

良好な林相や海岸に面した地形から、クマゲラ、シジュウカラ等、森林性の鳥獣が多数生息する。

- (2) 生息する鳥獣類 別表のとおり
- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕	嬳許可件	-数	被害農林水産物
局計力	R1年度 R2年度 R3年度	<b>似</b> 古辰州小庄初		
該当なし				

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関す る事項 当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対 しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
  - (1) 特別保護地区用制札

9本

(2) 案 内 板

1基(鳥獣保護区用と共用)

- 6 指定計画書添付書類
  - (1) 道指定特別保護地区位置図並びに区域図
  - (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表 (別紙1)
  - (3) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿(別紙2)
  - (4) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書(別紙3)
  - (5) 農業振興地域との調整調書(別紙4)